

競争参加者の資格に関する公示

北海道防衛局管内（7）施設総合設計（その5）に係る共同体としての競争参加者の資格（以下「共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

令和7年11月18日

支出負担行為担当官

北海道防衛局長 掛水 雅俊

（公印省略）

1 業務名 北海道防衛局管内（7）施設総合設計（その5）

2 履行場所 北海道恵庭市、札幌市、登別市、函館市、石狩郡当別町

3 業務概要

本業務は、以下の設計を行うものである。詳細については仕様書のとおり。

ア 総合設計業務

【南恵庭駐屯地】

(ア) 基本設計（建築、電気、機械、通信）

教場（鉄骨造 2階建 延べ面積約 2,000 m²）ほか1棟、
総延べ面積約 2,000 m²

(イ) 実施設計（新設）（建築、電気、機械、通信）

教場（鉄骨造 2階建 延べ面積約 2,000 m²）ほか1棟、
総延べ面積約 2,000 m²

(ウ) 実施設計（新設）（土木）

教場（鉄骨造 2階建 投影面積約 1,000 m²）ほか1棟、
総投影面積約 1,000 m²

(エ) 実施設計（解体）（建築、土木、電気、機械、通信）

教場（鉄骨造 平屋建 延べ面積約 220 m²）ほか7棟、
総延べ面積約 1,230 m²

【丘珠駐屯地】

(ア) 基本設計（建築、電気、機械、通信）

器材庫（鉄筋コンクリート造 平屋建 延べ面積約 1,800 m²）ほか1棟、
総延べ面積約 2,300 m²

(イ) 実施設計（新設）（建築、電気、機械、通信）

器材庫（鉄筋コンクリート造 平屋建 延べ面積約 1,800 m²）ほか1棟、
総延べ面積約 2,300 m²

(ウ) 実施設計（新設）（土木）

器材庫（鉄筋コンクリート造 平屋建 投影面積約 1,800 m²）ほか 1 棟、
総投影面積約 2,300 m²

(エ) 実施設計（解体）（建築、土木、電気、機械、通信）

医務室（木造 4 階建 延べ面積約 450 m²）ほか 2 棟、
総延べ面積約 850 m²

(オ) 基本設計

仮設器材庫（鉄骨造 平屋建 延べ面積約 600 m²）

【幌別駐屯地】

(ア) 基本設計（建築、電気、機械、通信）

ボイラー室（鉄骨造 平屋建 延べ面積約 230 m²）

(イ) 実施設計（新設）（建築、電気、機械、通信）

ボイラー室（鉄骨造 平屋建 延べ面積約 230 m²）

(ウ) 実施設計（新設）（土木）

ボイラー室（鉄骨造 平屋建 投影面積約 230 m²）

(エ) 実施設計（解体）（建築、土木、電気、機械、通信）

ボイラー室（鉄骨造 平屋建 延べ面積約 230 m²）

【函館駐屯地】

(ア) 実施設計（改修）（建築、土木、電気、機械、通信）

警衛所（鉄筋コンクリート造 平屋建 延べ面積約 250 m²）ほか 1 棟、
総延べ面積約 260 m²

(イ) 基本設計

仮設警衛所（鉄骨造 平屋建 延べ面積約 250 m²）

【当別分屯基地】

(ア) 基本設計（建築、電気、機械、通信）

隊舎（鉄筋コンクリート造 2 階建 延べ面積約 1,600 m²）ほか 2 棟、
総延べ面積約 1,700 m²

(イ) 実施設計（新設）（建築、電気、機械、通信）

隊舎（鉄筋コンクリート造 2 階建 延べ面積約 1,600 m²）ほか 2 棟、
総延べ面積約 1,700 m²

(ウ) 実施設計（新設）（土木）

隊舎（鉄筋コンクリート造 2 階建 投影面積約 790 m²）ほか 2 棟、
総投影面積約 900 m²

(エ) 実施設計（解体）（建築、土木、電気、機械、通信）

隊舎（鉄筋コンクリート造 2 階建 延べ面積約 1,600 m²）ほか 2 棟、
総延べ面積約 1,700 m²

(オ) 基本設計

仮設隊舎（鉄骨造 2 階建 延べ面積約 1,500 m²）

イ 計画通知手続き業務 一式

※本設計は、別途発注する設計意図伝達等業務を随意契約する予定である。

4 履行期間 契約日の翌日から令和9年3月31日まで

5 競争参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の交付期間等

(1) 交付期間 公示日から令和8年1月15日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日、午前9時から午後6時まで。ただし、最終日は午後1時30分までとする。なお、紙による交付は午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く）。

(2) 交付場所 防衛施設建設工事電子入札システムセンター

<http://www.dfeg.mod.go.jp>

ただし、紙による交付を希望する場合は下記6(2)に同じ。

(3) その他 共同体として資格を得ようとする者に交付する。

6 申請書の提出期間等

(1) 提出期間 公示日から令和7年12月8日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までの間を除く。最終日は正午まで。

なお、申請書は、令和7年12月8日以降も当該業務に係る開札の時まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）受け付けるが、当該業務に係る開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

(2) 提出場所

〒060-0042 北海道札幌市中央区大通西12丁目 札幌第3合同庁舎

北海道防衛局総務部契約課

TEL 011-272-7513

FAX 011-280-0351

Email keiyaku-r01-hk@ext.hokkaido.rdb.mod.go.jp

(3) 提出方法 申請書に次に掲げる書類を添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）により提出すること。

ア 総合評定値通知書（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第1項の請求により国土交通大臣又は都道府県知事から通知されたもの。）又は経営規模等評価結果通知書で令和7・8年度資格審査申請の際に提出したものの写し。

イ 共同体協定書の写し。

ウ 下記7(2)の要件を満たすことを判断できる業務の実績を記載した書類（申請書とともに交付する様式により作成したものに限り。ただし、当該様式は、当該業務の「入札公告（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く。））」（令和7年11月18日支出負担行為担当官北海道防衛局長）に示すところにより交付する入札説明書の別紙様式第3と同一であるので、それらを使用して作成しても差し支えない。）。

エ 下記7(3)の要件を満たすことを判断できる資料。

(4) その他 申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

7 共同体としての資格

共同体の構成は、以下に掲げる条件を満たす者の組合せとする。なお、本業務において、共同体を構成する構成員の数に制限は設けない。

- (1) 共同体の構成員は、防衛省における令和7・8年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、以下の表1に示す級別の格付を受け、北海道防衛局に競争参加を希望している者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

表1：級別の格付について

共同体の代表者	測量・建設コンサルタント等業務 「建築」	級別の格付が「Aランク」
代表者以外の構成員	測量・建設コンサルタント等業務 「建築」、「土木」、「電気」、 「機械」又は「通信」のいずれか	級別の格付が「Aランク」又は 「Bランク」

(2) 構成員の技術的要件等

ア 共同体の代表者は、次に示す同種又は類似業務について、元請けとして国、特殊法人等又は地方公共団体から受注した業務又は防衛省発注の設計や監理業務における建築、土木、機械、電気及び通信の5職種や測量、土質調査及び環境等の調査業務のうち複数の職種の業務を一括で発注した業務（以下、「総合発注業務」という。）の再委託として受注した業務のうち、平成27年4月1日から公示日までに完了・引渡し完了した国内における業務の実績を有すること。

・同種業務：鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の新設建築物で、延べ面積1,200㎡/棟以上の建築に係る基本検討、基本設計業務又は実施設計業務のいずれか

・類似業務：鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の新設建築物で、延べ面積600㎡/棟以上の建築に係る基本検討、基本設計業務又は実施設計業務のいずれか

イ 共同体の代表者以外の構成員は、平成27年4月1日から公示日までに完了・引渡し完了した業務のうち、以下の表2に示す同種業務の実績を有すること。また、代表者以外の構成員の区分は次のとおりとする。

代表者以外の構成員①：業務分担において、隊舎、倉庫、浴場などの一般施設（以下、「一般施設」という。）の設計以外も担当する者

※代表者以外の構成員①として共同体に参加した構成員は、一般施設のみを担当することも可能である。

代表者以外の構成員②：業務分担において、一般施設の設計のみを担当する者
 ※代表者以外の構成員②として共同体に参加した構成員は、業務を実際に履行する場合に、一般施設の設計以外を担当することができないので注意すること。

なお、共同体に代表者以外の構成員②を含む場合は、代表者は構成員毎に情報を区分し、分担業務以外の情報を共有しないよう、情報保全体制を管理するものとする。

表2：共同体の代表者以外の構成員の同種業務実績について

代表者以外の構成員①	元請けとして <u>国、特殊法人等又は地方公共団体から受注した国内における業務又は総合発注業務の再委託として受注した業務のうち、新設建築物の建築、電気、機械、通信に係る基本検討、基本設計業務、実施設計業務又は建物付帯土木実施設計業務のいずれか</u>
代表者以外の構成員②	元請けとして受注した <u>国内における業務のうち、新設建築物の建築、電気、機械、通信に係る基本検討、基本設計業務、実施設計業務又は建物付帯土木実施設計業務のいずれか</u>

業務成績の評定点が65点未満のものを除くこと。なお、業務成績のない業務については、検査に合格している証明をもって65点以上の業務とみなすものとする。

(3) 共同体の代表者及び代表者以外の構成員のうち業務分担において「建築業務」を担当する構成員は、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所登録を有すること。

(4) 業務形態

ア 構成員の分担業務が、業務の内容により、共同体協定書において明らかであること。

イ 一の分担業務を複数の構成員が共同して実施していないことが、共同体協定書において明らかであること。

(5) 代表者の要件

構成員において決定された代表者が、共同体協定書において明らかであること。ただし、代表者決定における理由書の提出を求める場合がある。

(6) 共同体協定書

共同体協定書が、上記5(2)において交付する所定の様式によるものであること。

8 上記7(1)に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者を含む共同体も上記6により申請することができる。

この場合、上記7(1)に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者は、上記7(1)に示す構成員の要件を得る必要がある。

なお、当該業務の開札の時までに共同体として資格の審査が終了していないとき

又は上記 7 (1)に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者が当該業務の開札までに上記 7 (1)に示す構成員の要件を得ていないときは、共同体としての資格がないものとする。

9 資格審査結果の通知

「資格審査結果通知書」により通知する。

10 資格の有効期間

資格審査結果通知の日から業務請負契約の履行後 3 か月以内を経過するまでとする。

ただし、当該業務の受注者以外の者であっては、当該業務の請負契約が締結された日までとする。

11 その他

(1) 共同体の名称は、「北海道防衛局管内（7）施設総合設計（その5）○○○・○○○ 共同体」とする。

(2) 当該業務に係る競争に参加するためには、開札の時に於いて、共同体としての資格の認定を受け、かつ、当該業務の「入札公告（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く。））」に示す手続きに従い、資格審査結果の通知を受けていなければならない。